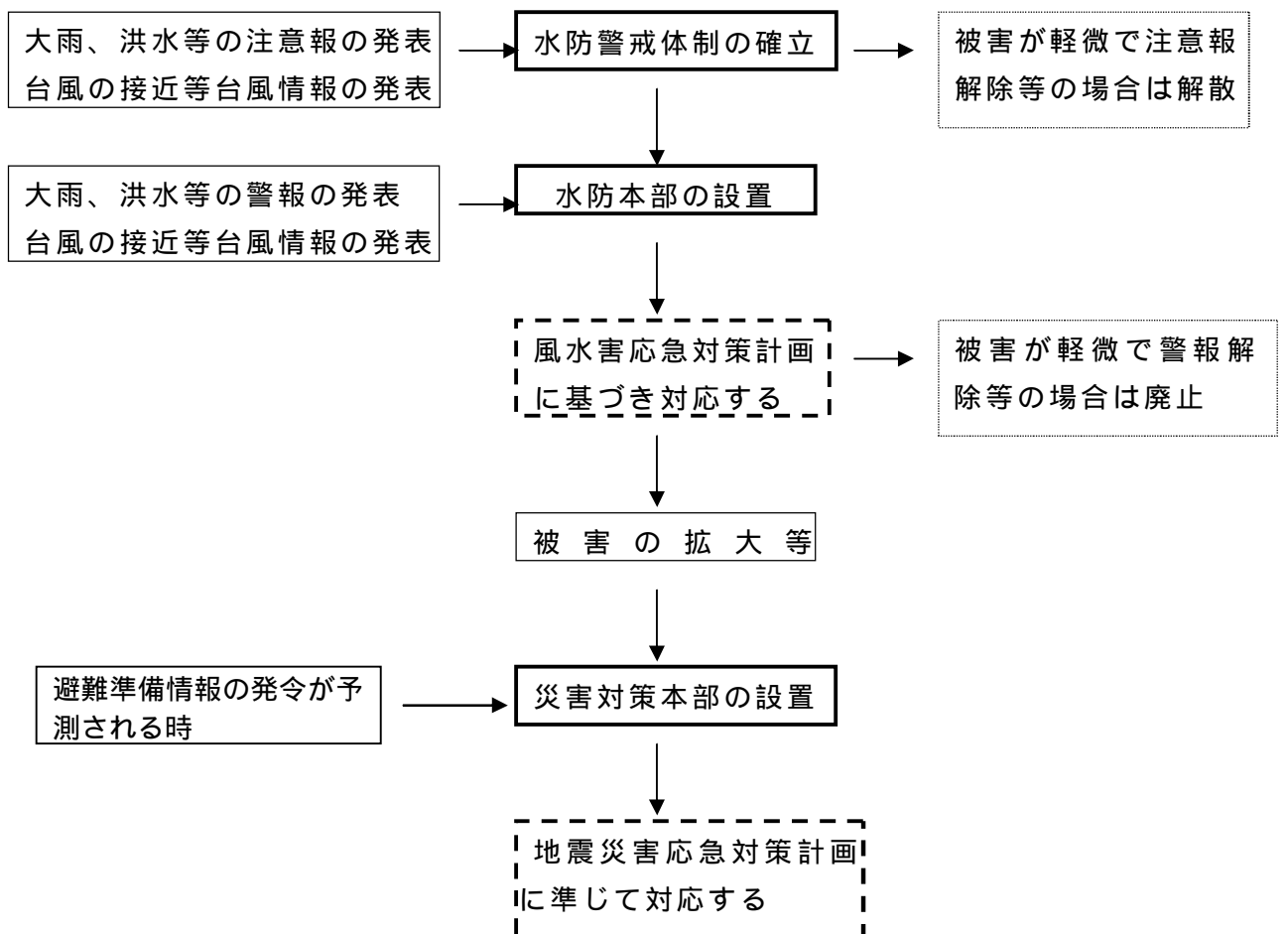


# 第1章 風水害応急対策の基本

## 《基本的な考え方》

災害応急対策を円滑に進めるため、水防本部の設置及び廃止の基準を明確にするとともに、災害対策本部への移行基準を明確にすることによって、体系的な活動体制の確立を図る。

## 《応急対策の流れ》



### 1 水防本部の活動

風水害に関する活動は、水防本部体制を基本とする。

### 2 災害対策本部への移行基準

水防本部を設置し、警戒・応急対策活動を実施しているときで、避難準備情報の発令が予測される時、被害が拡大し災害救助法の適用基準に該当又は該当する見込みである場合、又は市長が必要と認めた場合は、直ちに災害対策本部体制に移行し、全庁体制で対策にあたる。

### 3 災害対策本部の活動体制

災害本部体制への移行を決定した場合は、直ちに災害対策本部会議を開催し、本計

画「第3編第1部 地震災害応急対策計画」に準じて対策を実施することを確認し、体制の確立を図る。

ただし、工作部は水防本部体制時の活動を継続することとする。